

広島市中区下水道管路施設維持管理包括委託業務

落札者決定基準（案）

令和5年 〇月〇〇日

広島市下水道局施設部管路課

1 目的

広島市中区下水道管路施設維持管理包括委託業務（以下「本業務」という。）の落札者を決定するにあたり、広島市中区下水道管路施設維持管理包括委託業務総合評価一般競争入札実施要綱第5条第1項に基づき、総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が本市にとって最も有利なものとするための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定める。

この落札者決定基準は、総合評価一般競争入札において、入札に参加した者から提出された入札関係資料及び業務提案書（以下「業務提案書等」という。）を可能な限り客観的に評価するためのものである。

なお審査は、広島市中区下水道管路施設維持管理包括委託業務総合評価競争入札審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

2 落札者の決定方法

総合評価一般競争入札による落札者の決定方法は、次のとおりとする。（図1 審査等の流れ参照）

(1) 開札（広島市）

原則、入札参加者又はその代理人による立会いのもと、開札を行うものとし、当該入札書が、入札説明書（共通）第13項(9)入札の無効（以下「入札無効要件」という。）のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。なお、開札結果は、入札の有効、無効のみを発表する。

※最後のページに記載

(2) 入札参加資格を証明する書類の確認（広島市）

一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格を証明する書類により、入札参加資格を満たしていることを確認する。失格となった者には参加資格不適合の通知書を送付する。

(3) 業務提案書の基礎審査（広島市）

業務提案書に記載された内容が、第3項に示す基礎審査項目をすべて満たしていることを確認する。基礎審査項目を1項目でも満たしていない場合は入札を無効とする。

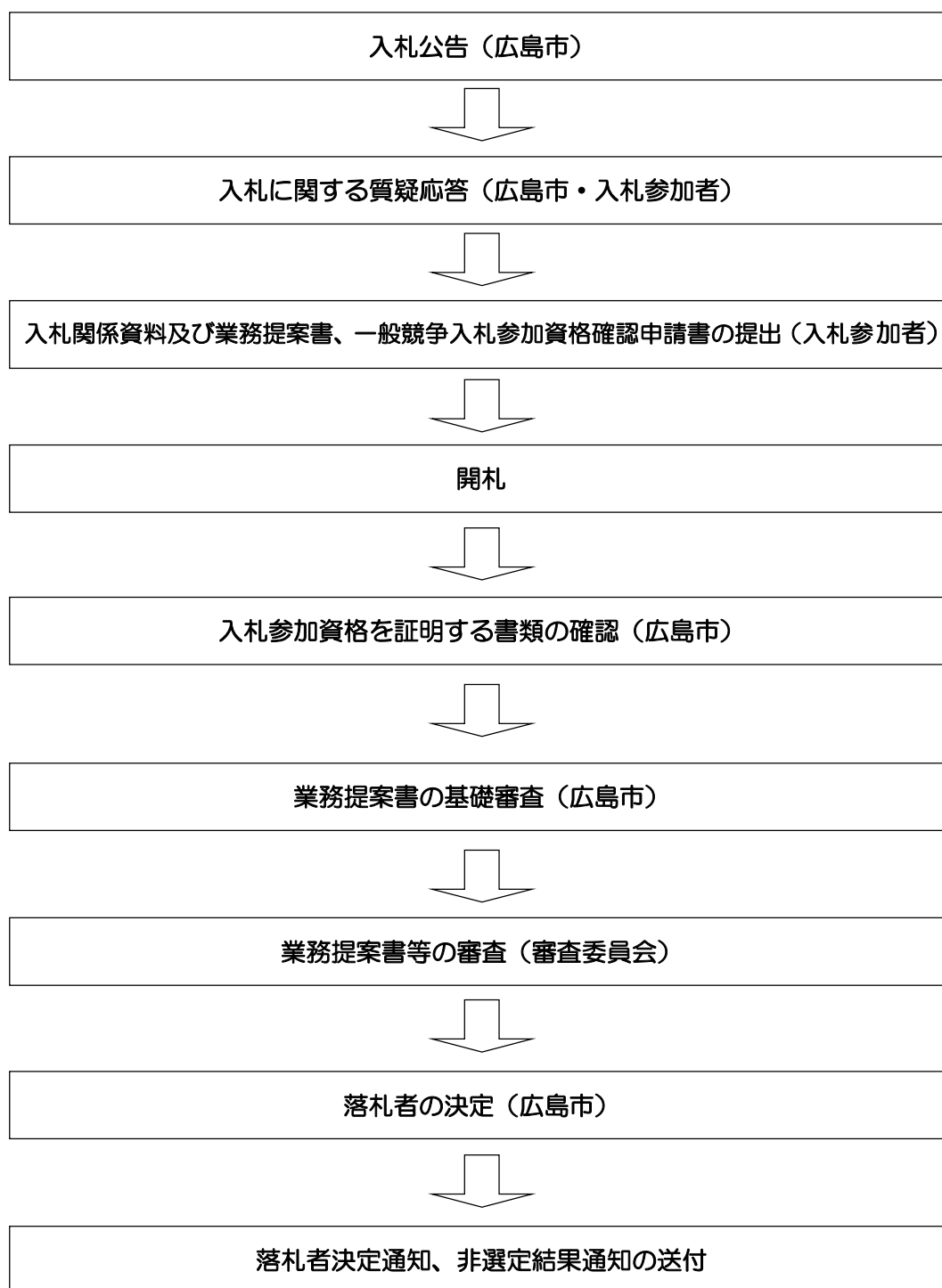
(4) 業務提案書等の審査（審査委員会）

審査委員会は、業務提案書等について第4項(3)に示す評価方法に基づいて評価を行い、総合評価点の高いものから順位を決定する。

(5) 落札者の決定（広島市）

総合評価点の最も高いものを、本市にとって最も有利な申込みをした者と認め、本業務の落札者と決定する。

図1 審査等の流れ



3 業務提案書の基礎審査

提出された業務提案書について、次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。なお、次のすべての項目を満たしていない者は、失格とする。

- (1) 業務提案書が詳細審査項目に従い作成されていること。
- (2) 施工計画書の記載事項がすべて記載されていること。

4 業務提案書の審査

前項3の業務提案書の基礎審査を合格したものについて、次の審査を行う。

(1) 審査の基本方針

- ア 本業務は、広島市が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求めることを目的とし、企業の施工実績、工事成績、配置予定技術者の資格等の項目に、施工計画を加えて評価される技術力と入札価格で総合評価を行う。
- イ 入札書は700点満点、業務提案書は300点満点の総合評価点1,000点満点の配点とする。また、審査委員は業務提案書に対し評価を行うものとする。
- ウ 総合評価点の最も高い入札参加者を1位とし、以下、総合評価点の高い順に順位を決定する。
 なお、総合評価点の最も高い入札参加者が2者以上いる場合は、当該者のくじ引きにより順位を決定する。
 また、落札者として決定した入札参加者が本業務の契約を締結することができない事由が発生した場合は、総合評価点の次順位の入札参加者から順に、契約締結の交渉を行う。

(2) 審査項目及び配点等

ア 審査項目及び配点

審査項目及び配点は、次のとおりとし、業務提案書の詳細審査項目、評価の視点及び詳細審査項目の配点は、同項(5)を参照すること。

審査項目		配点	
入札書	入札金額に関する事項	700点	1,000点
業務提案書	1 企業の技術力に関する事項	130点	
	2 配置予定技術者の能力及び企業の施工能力に関する事項	130点	
	3 地理的要件及び地域貢献度に関する事項	20点	
	4 社会貢献に関する事項	20点	

(3) 審査項目の評価（得点化）方法

ア 入札書の得点化（価格点）算定式

入札書の得点化は、次の算定式による。

$$\text{価格点} = \left[1 - \frac{\text{入札価格} - \text{最低入札価格}}{\text{予定価格}} \right] \times \text{配点}$$

（価格点は小数点以下第2位四捨五入）

イ 詳細審査項目の得点化（技術点）算定式

業務提案書1～3の詳細審査項目の得点化は、次の算定式による。

(ア) 『1 企業の技術力に関する事項』は、詳細審査項目ごとに委員長、副委員長及び委員は、各々次の3段階で評価する。

- 3 優れている
- 2 やや優れている
- 1 普通

詳細審査項目の得点は次の算定式による。

$$\text{詳細審査項目の得点} = \frac{\text{評価の平均}}{3} \times \text{詳細審査項目の配点}$$

(詳細審査項目の得点は小数点以下第2位四捨五入)

ここで、評価の平均は次式により求める。

$$\text{評価の平均} = \frac{\text{全審査委員の評価の和}}{\text{審査委員数}}$$

[審査項目 1 企業の技術力に関する事項の評価例]

詳細審査項目	審査委員の評価							評価の平均	評価点割合	配点	得点
(1) 平常時及び緊急時の業務実施体制	3	3	2	3	3	1	1	2.29	0.763	70点	53.4点
(2) 市民への広報	2	2	3	2	2	2	1	2.00	0.667	30点	20.0点
(3) 業務の進め方に関する工夫等	2	2	3	2	2	2	2	2.14	0.713	30点	21.4点
1の計										130点	94.8点

(イ)『2 配置予定技術者の能力及び企業の施工能力に関する事項』及び『3 地理的要件及び地域貢献度に関する事項』については、次の算定式による。

$$\text{詳細審査項目の得点} = \frac{\text{評価}}{3} \times \text{詳細審査項目の配点}$$

(詳細審査項目の得点は小数点以下第2位四捨五入)

[審査項目 2 配置予定技術者の能力及び企業の施工能力に関する事項の評価例]

詳細審査項目	評価	評価点割合	配点	得点
(4) 統括管理業務（総価契約）の統括責任者	1	0.333	30点	10.0点
(5) 緊急清掃業務（単価契約）の施工実績	2	0.667	30点	20.0点
(6) 緊急補修業務（単価契約）の施工実績	3	1.000	30点	30.0点
(7) 点検・調査業務（総価契約）の施工実績	2	0.667	20点	13.3点
(8) 広島市優良建設工事表彰の実績	1	0.333	20点	6.7点
2の計			130点	80.0点

[審査項目 3 地理的要件及び地域貢献度に関する事項の評価例]

詳細審査項目	評価	評価点割合	配点	得点
(9) 市内企業の数	2	0.667	10点	6.7点
(10) 広島市災害応急対策に係る協力事業者の登録数	3	1.000	10点	10.0点
3の計			20点	16.7点

ウ 業務提案書『4 社会貢献に関する事項』についての得点は、詳細審査項目(11)～(16)の得点の合計とする。

エ 総合評価点の得点化算定式

総合評価点の得点化は、次式の算定式による。

$$\text{総合評価点} = \text{入札書の得点（価格点）} + \text{業務提案書の全得点（技術点）}$$

(4) 落札決定

同項(3)エにより算出した総合評価点の最も高い入札参加者を落札者とする。

なお、総合評価点の最も高い入札参加者が2者以上いる場合は、同項(1)ウのとおり取り扱うこととする。

(5) 詳細審査項目及び配点

詳細審査項目	評価の視点	配点
1 企業の技術力に関する事項		計 130点
(1) 平常時及び緊急時の業務実施体制	<p>評価基準</p> <p>施工計画を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時及び緊急時の業務実施体制について評価する。 ・災害、事故、緊急時の緊急業務に迅速に対応できる体制（休日や夜間も含む）について評価する。 ・本市監督員との連絡を確実かつ速やかに行うための体制について評価する。 ・統括管理業務と別業務を担当する構成員同士の連携がスムーズに図れる体制について評価する。 <p>施工計画書の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時及び緊急時における業務実施体制（企業名、従事する業務、現場に配置する技術者、保有資格）について記載すること。 ・配置予定者内における情報共有体制（情報の収集・管理から共有までの手段等）について記載すること。 ・下水道が原因の道路溢水及び道路陥没の現地確認における初期対応（安全確保～次の措置への対応手順）から緊急清掃業務（単価契約）及び緊急補修業務（単価契約）への引継ぎ及びその対応の進捗管理について記載すること。 <p>技術的所見は、以下の視点で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れている・・・3 ・やや優れている・・・2 ・普通・・・1 	70点

	<p>提出書類 ア 様式－１ 施工計画書 (図表も含め、２枚以内で作成すること)</p>	
(2) 市民への広報	<p>評価基準</p> <p>施工計画を評価する。 市民への下水道事業及び下水道管路施設維持管理包括委託に関する理解促進を図る取組について評価する。</p> <p>施工計画書の記載事項 ・受注後の下水道管路施設維持管理包括委託の広報の方法について記載すること。 ・下水道事業及び下水道管路施設維持管理包括委託に関する理解促進の方法について記載すること。</p> <p>技術的所見は、以下の視点で評価する。 ・優れている・・・・・・・・・・ 3 ・やや優れている・・・・・・・・ 2 ・普通・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>提出書類 ア 様式－２ 施工計画書 (図表も含め、１枚以内で作成すること)</p>	30点
(3) 業務の進め方に関する工夫等	<p>評価基準</p> <p>施工計画を評価する。 業務の進め方に関する工夫や新技術の導入など、効率的・効果的な業務を行うための取組について評価する。</p> <p>施工計画書の記載事項 ・各業務における新技術等の導入（安全管理を含む）について記載すること。 ・拠点となる事務所と中区役所への移動方法を具体的に記載すること。 ・強力吸引車、高圧洗浄車、調査カメラ搭載車（本管用）、取付管用テレビカメラ、給水車、管ロカメラのそれぞれの保有台数及びこれら機材の効率的・効果的な配備体制（機材の保管場所等）について、具体的に記載すること。 同時に使用可能な台数とし、リースによる調達も可とする。</p> <p>技術的所見は、以下の視点で評価する。 ・優れている・・・・・・・・・・ 3 ・やや優れている・・・・・・・・ 2 ・普通・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>提出書類 ア 様式－３ 施工計画書 (図表も含め、１枚以内で作成すること)</p>	30点
2 配置予定技術者の能力及び企業の施工能力に関する事項		計 130 点
(4) 統括管理業務（総価契約）の統括責任者	<p>評価基準</p> <p>配置予定の統括責任者について、保有資格と業務経験を評価する。</p> <p>建設業法第２７条の１８第１項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者の資格を有する者 監理技術者（①又は②に該当）・・・・・・・・ 2 監理技術者（①、②に該当しない）・・・・ 1 ① 広島市が発注し、令和２年度から令和４年度に完了した下水道管路施設に係る緊急補修業務（単価契約）の監理（主任）技術者又は現場代理人の経験を有する者。</p>	30点

	<p>② 下水道管路更生管理技士、下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）、下水道管きょ更生施工管理技士の資格を有する者。</p> <p>公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の資格を有する者。 下水道管路管理総合技士・・・２ 下水道管路管理主任技士・・・１</p> <p>技術士登録の上下水道部門（選択科目を下水道とする者に限る。）の資格を有する者又は、RCCM（選択科目を下水道とする者に限る。）の資格を有する者。 技術士登録の上下水道部門・・・２ RCCM・・・・・・・・・・・・・１</p> <p>配置予定技術者に若手技術者を配置する場合、優位に評価する。 開札日において、配置予定技術者が満年齢４０歳以下・・・・・・ 上記点数に１加点する。</p> <p>提出書類 ア 様式－４ イ 契約書と発注者へ提出した現場代理人・主任（監理）技術者届の写し ウ 該当する資格の資格者証等、取得を証明できるものの写し</p> <p>留意事項 ・令和２年度から令和４年度に完了した緊急補修業務（単価契約）とは、以下のとおりとする。 令和２年度、令和３年度、令和４年度に「下水道取付管補修その他工事（単価契約）」等の工事名で発注された単価契約工事とする。 ・工期の全期間に亘って主任（監理）技術者または現場代理人として従事していた場合にのみ評価する。 ・若手技術者とは、開札日において、満年齢４０歳以下の技術者。</p>	
<p>(5) 緊急清掃業務（単価契約）の施工実績</p>	<p>評価基準</p> <p>広島市が発注し、令和２年度から令和４年度に完了した下水道管路施設に係る緊急清掃業務（単価契約）の最終施工金額の合計。</p> <p>入札参加者の最終施工金額の順位で評価する。 １位・・・３ 中間（１位と最下位を除く）・・・２ 最下位・・・１</p> <p>例 入札参加者が１社の場合 １位・・・２ 入札参加者が２社の場合 １位・・・３ ２位（最下位）・・・１ 入札参加者が３社の場合 １位・・・３ ２位・・・２ ３位（最下位）・・・１ 入札参加者が４社の場合 １位・・・３ ２位、３位・・・２ ４位（最下位）・・・１</p> <p>提出書類 ア 様式－４ イ 最終の契約書の写し（最終施工金額は市で確認）</p> <p>留意事項</p>	<p>30 点</p>

		<p>・令和2年度から令和4年度に完了した緊急清掃業務（単価契約）とは、以下のとおりとする。 令和2年度、令和3年度、令和4年度に「処理区域内下水管清掃その他業務（単価契約）」等の業務名で発注された単価契約業務。</p>	
	<p>(6) 緊急補修業務（単価契約）の施工実績</p>	<p>評価基準</p> <p>広島市が発注し、令和2年度から令和4年度に完了した下水道管路施設に係る緊急補修業務（単価契約）の最終施工金額の合計。</p> <p>入札参加者の最終施工金額の順位で評価する。 1位・・・3 中間（1位と最下位を除く）・・・2 最下位・・・1</p> <p>例 入札参加者が1社の場合 1位・・・2 入札参加者が2社の場合 1位・・・3 2位（最下位）・・・1 入札参加者が3社の場合 1位・・・3 2位・・・2 3位（最下位）・・・1 入札参加者が4社の場合 1位・・・3 2位、3位・・・2 4位（最下位）・・・1</p> <p>提出書類 ア 様式－4 イ 最終の契約書の写し（最終施工金額は市で確認）</p> <p>留意事項 ・令和2年度から令和4年度に完了した緊急補修業務（単価契約）とは、以下のとおりとする。 令和2年度、令和3年度、令和4年度に「下水道取付管補修その他工事（単価契約）」等の工事名で発注された単価契約業務。</p>	<p>30点</p>
	<p>(7) 点検・調査業務（総価契約）の施工実績</p>	<p>評価基準</p> <p>広島市が発注し、令和2年度から令和4年度に完了した下水道管路施設に係る点検・調査業務（総価契約）の最終契約金額の合計。</p> <p>入札参加者の最終契約金額の順位で評価する。 1位・・・3 中間（1位と最下位を除く）・・・2 最下位・・・1</p> <p>例 入札参加者が1社の場合 1位・・・2 入札参加者が2社の場合 1位・・・3 2位（最下位）・・・1 入札参加者が3社の場合 1位・・・3 2位・・・2 3位（最下位）・・・1 入札参加者が4社の場合 1位・・・3 2位、3位・・・2 4位（最下位）・・・1</p> <p>提出書類 ア 様式－4 イ 最終の契約書の写し</p> <p>留意事項 ・令和2年度から令和4年度に完了した点検・調査業務（総価契約）とは、以下のとおりとする。</p>	<p>20点</p>

		令和2年度、令和3年度、令和4年度に「下水管路施設テレビカメラ調査業務」「下水管路施設等点検業務」等の業務名で発注された総価契約業務。	
	(8)広島市優良建設工事表彰の実績	<p>評価基準</p> <p>管更生工事業務（総価契約）を分担する企業の令和2年度から令和4年度の広島市優良建設工事表彰の表彰実績を優位に評価する。</p> <p>特別表彰の実績あり・・・3 表彰実績あり・・・・・・・2 表彰実績なし・・・・・・・1</p> <p>提出書類</p> <p>ア 様式－4 イ 優良建設工事特別表彰又は優良建設工事表彰の表彰状の写し</p> <p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工種が土木一式の表彰実績を評価する。 	20点
3 地理的要件及び地域貢献度に関する事項			計 20 点
	(9) 市内企業の数	<p>評価基準</p> <p>市内本店の企業が分担する業務数。 ※土木一式工事の本店とは、建設業法上の主たる営業所をいう。 ※コンサルタント業務の本店とは、広島市内に主たる営業所（広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第2条第6項に規定する主たる営業所）をいう。</p> <p>市内本店の企業が分担する業務が4～5業務・・・3 市内本店の企業が分担する業務が3業務・・・・・・・2 市内本店の企業が分担する業務が2業務以下・・・・1</p> <p>提出書類</p> <p>ア 様式－5（内容は、市で確認）</p>	10点
	(10) 広島市災害応急対策に係る協力事業者の登録数	<p>評価基準</p> <p>広島市災害応急対策に係る協力事業者に登録している企業が分担する業務数。</p> <p>協力事業者の登録企業が分担する業務が4～5業務・・・3 協力事業者の登録企業が分担する業務が3業務・・・・・・・2 協力事業者の登録企業が分担する業務が2業務以下・・・1</p> <p>提出書類</p> <p>ア 様式－5（内容は、市で確認）</p>	10点
4 社会貢献に関する事項			計 20 点
	(11) 障害者施策に対する取組状況	<p>評価基準</p> <p>入札参加者が、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項に基づく報告義務のある場合には入札参加申込日の直前の6月1日現在において、報告義務のない場合には入札参加申込日現在において、</p> <p>① 障害者雇用率が2.3%以上4.6%未満の場合・・・3点 ② 障害者雇用率が4.6%以上の場合・・・・・・・6点</p> <p>分担する企業の平均点とする。 分担する企業の平均点＝各分担業務の点数の合計÷5</p>	6点

	<p>※小数点以下第2位四捨五入</p> <p>なお、上記①・②の障害者雇用率の計算については、報告義務のない場合も含め、すべて障害者雇用促進法の規定に基づく計算による。</p> <p>提出書類 ア 様式-6 ※イ又はウを提出 イ（報告義務のある者）障害者雇用状況 報告書（事業主控）の写し（公共職業安定所へ提出したもの） ウ（報告義務のない者）所定の障害者雇用状況調査書</p>	
<p>(12) 環境施策に対する取組状況</p>	<p>評価基準</p> <p>入札参加者が、入札参加申込日において、ISO14001 若しくは ISO14005 を認証取得している場合又はエコアクション 21 の認証・登録をしている場合</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 点</p> <p>分担する企業の平均点とする。 分担する企業の平均点＝各分担業務の点数の合計÷5 ※小数点以下第2位四捨五入</p> <p>いずれも本市と契約を締結する権限を有している事業所が認証取得又は認証・登録しているものに限る。</p> <p>提出書類 ア 様式-6 ※イ又はウを提出 イ [ISO14001, ISO14005 及びエコアクション 21] の登録証及び認証範囲の分かる付属書の写し(認証された事業所・範囲、有効期限が確認できるもの) ウ [ひろしまエコ事業所] の認定証の写し</p>	<p>3 点</p>
<p>(13) 子育て支援施策に対する取組状況</p>	<p>評価基準</p> <p>次のいずれかに当てはまる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者が、入札参加申込日において次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 12 条第 4 項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定している場合（常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業所）若しくは同法第 13 条又は第 15 条の 2 による認定を受けている場合（常時雇用する労働者の数が 101 人以上の事業所） ・入札参加者が、入札参加申込日前 5 年以内に次のいずれかの表彰を受けている場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 内閣府が行う「子供と家族・若者応援団表彰」（旧「子ども若者育成・子育て支援功労者表彰」） ② 広島市安全なまちづくり功労表彰 <p>※①については、入札参加者の代表者がこれらの賞を受賞している場合を含む</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 点</p> <p>分担する企業の平均点とする。 分担する企業の平均点＝各分担業務の点数の合計÷5 ※小数点以下第2位四捨五入</p> <p>提出書類 ア 様式-6 ※ア又はイを提出</p>	<p>3 点</p>

		<p>上記の実績を証明する資料の提出を求める。 イ [労働者が 100 人以下の事業所] 所管都道府県労働局に提出した行動計画書の写し（労働局の受理印のあるもの） ウ [労働者が 101 人以上の事業所] 所管都道府県労働局が発行した基準適合（認定）一般事業主認定通知書の写し ※世代育成支援対策推進法第 12 条第 1 項の規定に基づく、労働者が 100 人を超える事業所の「一般事業主行動計画」の策定については、評価の対象とならない。 [子供と家族・若者応援団表彰、広島市安全なまちづくり功労表彰] 表彰状の写し</p>	
(14) 男女共同参画に対する取組状況		<p>評価基準</p> <p>入札参加者が、入札参加申込日前 5 年以内に次のいずれかの表彰を受けている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府が行う女性のチャレンジ支援策に基づく女性のチャレンジ賞、女性のチャレンジ支援賞又は女性のチャレンジ賞特別部門賞 ※入札参加者の代表者がこれらの賞を受賞している場合を含む。 ・ 厚生労働省が行う均等・両立推進企業表彰（平成 30 年度をもって終了） <p>・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 点</p> <p>分担する企業の平均点とする。 分担する企業の平均点＝各分担業務の点数の合計÷5 ※小数点以下第 2 位四捨五入</p> <p>提出書類 ア 様式－6 イ 入札参加日（申請日）前 5 年以内に表彰を受けた表彰状の写し</p>	3 点
(15) 女性の職業生活における活躍の推進への取組状況		<p>評価基準</p> <p>入札参加者が、入札参加申込日において、次のいずれかに当てはまる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 8 条第 7 項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、届け出ている（常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業者）。 ・ 女性活躍推進法第 9 条又は第 12 条の規定に基づく認定を受けている場合（常時雇用する労働者の数が 101 人以上の事業者）。 <p>・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 点</p> <p>分担する企業の平均点とする。 分担する企業の平均点＝各分担業務の点数の合計÷5 ※小数点以下第 2 位四捨五入</p> <p>提出書類 ア 様式－6 上記の実績を証明する資料の提出を求める。 イ 行動計画の写し（都道府県労働局の受理印のあるもの） ウ 都道府県労働局が発行した基準適合（認定）一般事業主認定通知書の写し</p>	3 点

		<p>※ 女性活躍推進法第8条第1項の規定に基づく、労働者が300人を超える事業所の「一般事業主行動計画」の策定については、評価の対象とならない。</p>	
	<p>(16) 青少年の雇用の促進等への取組状況</p>	<p>評価基準</p> <p>入札参加者が、入札参加申込日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく認定を受けている場合</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・ 2点</p> <p>分担する企業の平均点とする。 分担する企業の平均点＝各分担業務の点数の合計÷5 ※小数点以下第2位四捨五入</p> <p>提出書類 ア 様式-6 イ 各都道府県労働局が交付する基準適合事業主認定通知書の写し</p>	<p>2点</p>

【参 考】

入札説明書（共通）第13項(9)

入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に指名停止措置を受け、又は前記5で定める入札参加資格を満たさなくなった者がした入札（共同企業体にあつては、その構成員のいずれかがこれらに該当したものが行った入札を含む。）
- イ 本入札に係る書類に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 入札金額を訂正したもの
- エ 指定した入札書を用いないもの
- オ 予定価格を上回る額の入札（分担業務ごとに当該内訳金額を上回ってはならない。）
- カ その他規則第8条各号のいずれかに該当する入札